

1 命令等の題名

犯罪被害給付制度事務処理要領

2 根拠となる法令の条項

行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項

3 改正の内容

(1) 趣旨

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）の一部改正に伴い（現在、改正令につき意見公募手続を実施中）、犯罪被害給付制度事務処理要領（令和6年3月18日付け警察庁丙犯被発第13号別添）について、所要の改正を行うものである。

(2) 概要

次の事項等について、所要の整備を行う。

- 遺族給付基礎額（第7-1）
- 遺族給付基礎額算定に当たっての加算（第7-2）
- 休業加算基礎額（第9-1）
- 障害給付基礎額（第10-1）

4 備考

本要領は、改正令の施行の日（令和6年6月中旬（予定））以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、改正前の法令に基づいて事務処理を行う。